

○国立研究開発法人水産研究・教育機構役員給与規程

	平成13年	4月	1日付け	13水研	第	49号
改正	平成13年	11月30日	付け	13水研	第	960号
改正	平成14年	12月	1日付け	14水研	第	882号
改正	平成15年	10月	1日付け	15水研	第	1084号
改正	平成15年	11月	1日付け	15水研	第	1409号
改正	平成16年	11月	1日付け	16水研本	第	1314号
改正	平成17年	12月	1日付け	17水研本	第	1458号
改正	平成18年	4月	1日付け	17水研本	第	1969号
改正	平成19年	4月	1日付け	18水研本	第	1771号
改正	平成21年	5月29日	付け	21水研本	第	10529011号
改正	平成21年	12月	1日付け	21水研本	第	11130008号
改正	平成22年	5月31日	付け	22水研本	第	20525004号
改正	平成22年	12月	1日付け	22水研本	第	21130001号
改正	平成23年	4月	1日付け	22水研本	第	30331013号
改正	平成24年	4月	1日付け	23水研本	第	40329008号
改正	平成25年	4月	1日付け	24水研本	第	50329003号
改正	平成26年	12月	1日付け	26水研本	第	61128007号
改正	平成27年	4月	1日付け	26水研本	第	70325001号
改正	平成28年	1月	1日付け	27水研本	第	71221002号
改正	平成28年	4月	1日付け	28水機本	第	80401006号
改正	平成28年	12月	1日付け	28水機本	第	81128002号
改正	平成29年	4月	1日付け	28水機本	第	90321001号
改正	平成29年	12月	6日付け	29水機本	第	91204002号
改正	平成30年	4月	1日付け	29水機本	第	00327013号
改正	平成30年	12月	1日付け	30水機本	第	18112104号
改正	平成31年	4月	1日付け	30水機本	第	18032802号
改正	令和元年	11月28日	付け	元水機本	第	19112602号
改正	令和2年	3月30日	付け	元水機本	第	19031801号
改正	令和2年	7月20日	付け	2水機本	第	20071502号
改正	令和2年	7月31日	付け	2水機本	第	20073103号
改正	令和2年	11月30日	付け	2水機本	第	20112002号
改正	令和4年	5月23日	付け	4水機本	第	206号
改正	令和4年	11月29日	付け	4水機本	第	754号
改正	令和5年	11月29日	付け	5水機本	第	836号
改正	令和7年	1月20日	付け	6水機本	第	953号
改正	令和7年	3月27日	付け	6水機本	第	1257号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）の役員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 役員の給与は、常勤役員については俸給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当及び期末特別手当とし、非常勤役員については非常勤役員手当及び通勤手当とする。

（給与の支給定日）

第3条 常勤役員の給与（期末特別手当を除く。）は、その月の16日（その日が国立研究開発法人水産研究・教育機構職員就業規則（17水研本第2030号）第43条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い休日でない日。以下「支給定日」という。）に、その月の月額的全額から、租税公課、社会保険の個人負担金及びこれらに準ずるものを控除した金額を現金で支払う。

（俸給）

第4条 常勤役員の俸給月額は、次に掲げる俸給表のとおりとする。

号 俸	俸給月額（円）
1	5 8 5 , 0 0 0
2	6 4 7 , 0 0 0
3	7 1 6 , 0 0 0
4	7 7 2 , 0 0 0
5	8 0 1 , 0 0 0
6	8 2 9 , 0 0 0

2 常勤役員の号俸は、次の各号に掲げる範囲内で理事長が決定する。

（1）理事長 6号俸

（2）理事 5号俸以下

（3）監事 2号俸以下

3 前項の常勤役員の俸給の月額は、その役員の業績を考慮して、支給額を増額し、又は減額できるものとする。

4 新たに常勤役員となった者には、その日から俸給を支給する。

5 常勤役員が離職（次項による離職を除く。）したときは、その日まで俸給を支給する。

6 常勤役員が死亡により離職したときは、その死亡の日の属する月の俸給の全額を支給する。

7 第4項及び第5項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日か

ら支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

（地域手当）

第5条 地域手当は、事務所（国立研究開発法人水産研究・教育機構組織規程（13水研第52号）第2条第1項に規定する本部及び同条第3項に掲げる各施設をいう。以下同じ。）のうち、その所在する地域における民間の賃金水準及び物価等を考慮して、次に掲げる事務所（この条において「支給事務所」という。）に在勤する常勤役員に支給する。

- （1） 神奈川県横浜市に所在する事務所
- （2） 静岡県静岡市及び京都府宮津市に所在する事務所
- （3） 北海道札幌市、茨城県神栖市、栃木県日光市、千葉県館山市、静岡県賀茂郡南伊豆町、三重県度会郡南伊勢町、三重県度会郡玉城町、広島県廿日市市及び香川県高松市に所在する事務所

2 地域手当の月額は、俸給の月額に、次の各号に掲げる支給事務所の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- （1） 前項第1号に掲げる事務所 100分の16
- （2） 前項第2号に掲げる事務所 100分の8
- （3） 前項第3号に掲げる事務所 100分の4

3 支給事務所に在勤する常勤役員がその在勤する事務所を異にして異動した場合、これらの常勤役員の在勤する事務所が移転した場合又は国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程（13水研第51号。以下「職員給与規程」という。）第14条第1項の規定による地域手当の支給を受けていた職員（職員給与規程の適用を受ける職員をいう。次条において同じ。）であって、引き続き常勤役員に任命された者（以下「職員から常勤役員になった者」という。）が当該任命に伴いその在勤する事務所を異にして異動した場合（この者が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合（以下この条において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に係る地域手当の支給割合（職員から常勤役員になった者にあつては、当該異動の日の前日に受けていた職員給与規程第14条第2項の規定による地域手当の支給割合。以下この条において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する事務所が第1項の事務所に該当しないこととなるときは、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（第1項に掲げる支給事務所の区分又は前項に掲げる支給割合の変更により、異動後の支給割合が当該異動後に変更された

場合にあつては、当該変更後の異動後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、俸給の月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動の前の支給割合が当該異動の後に第1項に掲げる支給事務所の区分又は前項に掲げる支給割合の変更により当該異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号及び第3号において同じ。)
 - (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - (3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合
- 4 国の職員から引き続き常勤役員となった者(国立研究開発法人水産研究・教育機構役員退職手当支給規程(13水研第50号。以下「役員退職手当支給規程」という。))第7条第1項又は第2項に該当する者のうち、当該異動の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)について、異動後の支給割合が、国の職員から引き続き常勤役員となった日の前日に在勤していた地域等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される常勤役員との権衡上必要があると認められるときは、当該常勤役員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、地域手当を支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(広域異動手当)

第5条の2 常勤役員がその在勤する事務所を異にして異動した場合、常勤役員の在勤する事務所が移転した場合又は職員であつて引き続き常勤役員に任命された者が当該任命に伴いその在勤する事務所を異にして異動した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき理事長が別に定めるところにより算定した事務所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事務所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められ

る場合として理事長が別に定める場合を含む。)は、当該常勤役員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給の月額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる常勤役員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 国の職員から引き続き常勤役員となった者（役員退職手当支給規程第7条第1項又は第2項に該当する者に限る。）又は異動等に準ずるものとして理事長が別に定めるものがあつた常勤役員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる常勤役員が、前条の規定により地域手当を支給される常勤役員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第6条 通勤手当は、次に掲げる常勤役員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする常勤役員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であつて交通機関等を利用しないで

徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる常勤役員を除く。)

(２) 通勤のため自動車、自転車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする常勤役員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる常勤役員を除く。)

(３) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする常勤役員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が２キロメートル未満であるものを除く。)

２ 通勤手当の額は、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(１) 前項第１号に掲げる常勤役員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。)

(２) 前項第２号に掲げる常勤役員 次に掲げる常勤役員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である者 ２，０００円

イ 使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である者 ４，２００円

ウ 使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である者 ７，１００円

エ 使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である者 １０，０００円

オ 使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である者 １２，９００円

カ 使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である者 １５，８００円

キ 使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である者 １８，７００円

ク 使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である者 ２１，６００円

ケ 使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である者 ２４，４００円

コ 使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である者 ２６，２００円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である者
28,000 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である者
29,800 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である者 31,600 円

(3) 前項第 3 号に掲げる常勤役員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前 2 号に定める額、第 1 号に定める額又は前号に定める額

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額）及び第 2 項第 2 号に定める額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が 150,000 円を超える常勤役員の通勤手当の額は、前 3 項の規定にかかわらず、当該常勤役員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の支給定日に支給する。

5 通勤手当が支給される常勤役員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該常勤役員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1 箇月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第 6 条の 2 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった常勤役員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする常勤役員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000 円（理事長が別に定めるところにより算定した常勤役員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交

通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である常勤役員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。

- 3 新たに常勤役員となった者又は異動等に準ずるものとして理事長が別に定めるものがあつた常勤役員であつて、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった常勤役員で、当該任命の直前の住居から当該任命の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする常勤役員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される常勤役員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める常勤役員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末特別手当)

第7条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第9条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が休日に当たるときは、その直前の休日以外の日。以下第9条までにおいて「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に離職をした常勤役員についても同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(離職をした常勤役員にあっては、離職をした日現在)において常勤役員が受けるべき俸給、地域手当及び広域異動手当の月額、俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給、地域手当及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、その者の業績を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。
- 3 第1項後段の例外として、基準日前1箇月以内に離職をし、引き続き国の職員となった場合には期末特別手当を支給しない。
- 4 国の職員から引き続き常勤役員となった者(役員退職手当支給規程第7条第1項又は第2項に該当する者に限る。)の第2項の在職期間については、基準日以前の半年間に国の職員として在職した期間を現に在職する常勤役員としての在職期間とみなす。

第8条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末特別手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末特別手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条の規定により解任された常勤役員（同条第1項及び第2項第1号に該当し解任された場合を除く。）
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職をした常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職をした日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた常勤役員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第9条 理事長は、支給日に期末特別手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに離職をしたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末特別手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末特別手当を支給することが、機構の公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末特別手当の支給に関し、その適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 理事長は、前項の規定による期末特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(寒冷地手当)

第10条 常勤役員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、別表に掲げる地域に所在する事務所に在勤する常勤役員（以下この条において「支給対象役員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

- 2 支給対象役員の寒冷地手当の額は、基準日における常勤役員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

地域の 区 分	世 帯 等 の 区 分		
	世帯主である常勤役員		その他の常勤役員
	扶養親族のある常勤役員	その他の世帯主である常勤役員	
1 級 地	29,400円	16,200円	11,500円
2 級 地	26,000円	14,500円	9,800円
3 級 地	25,100円	14,300円	9,600円
4 級 地	19,800円	11,400円	8,200円

備考 「扶養親族のある常勤役員」には、扶養親族（理事長が別に定める者であって他に生計の途がなく主としてその常勤役員の扶養を受けているものをいう。以下この表において同じ。）のある常勤役員であって別表に掲げる地域又は理事長が別に定める地域に居住する扶養親族がないもののうち、第6条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含まないものとする。

- 3 支給対象役員が、理事長が別に定める場合に該当するときは、当該支給対象役員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定による額を超えない範囲内で、理事長が別に定める額とする。

- 4 第2項の表に掲げる地域の区分は、別表のとおりとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(非常勤役員手当)

- 第11条 非常勤役員には、勤務1日につき、27,800円の非常勤役員を支給する。
- 2 非常勤役員の給与は、毎月末日に締切り、直後の支給定日に租税公課を控除した金額を現金で支払う。

(非常勤役員の通勤手当)

- 第12条 第6条第1項の規定は、非常勤役員に通勤手当を支給する場合について準用する。この場合において、同項各号中「常勤役員」とあるのは「非常勤役員」と読み替えるものとする。

(実施細則)

- 第13条 役員の給与の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 [平成13年11月30日付け13水研第960号]

この規程は、平成13年11月30日から施行し、改正後の独立行政法人水産総合研究センター役員給与規程の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則 [平成14年12月1日付け14水研第882号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年3月1日（以下この項から第4項までにおいて「基準日」という。）に在職する常勤役員に対し期末特別手当を支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。
- 3 前項に掲げる期末特別手当の支給日は、理事長が別に定める日とする。
- 4 第2項に掲げる期末特別手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額、俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の25を乗じて得た額を基礎として、基準日以前3箇月以内

の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、その者の業績を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

- 5 平成15年6月に支給する期末特別手当においては、第7条第3項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とし、「区分に応じて、理事長が別に定める割合」とあるのは「次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合」とする。ただし、その者の業績を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

(1) 3箇月 100分の100

(2) 2箇月15日以上3箇月未満 100分の80

(3) 1箇月15日以上2箇月15日未満 100分の60

(4) 1箇月15日未満 100分の30

(注) 基準日以前3箇月以内の期間は、平成15年3月2日から平成15年6月1日である。

(特例措置)

- 6 平成14年12月に支給する期末特別手当の額は、第7条の規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（第二号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

(1) 平成14年12月1日（第7条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、又は死亡した日）まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち俸給並びに俸給の改定により額が変動することとなる給与（次号において「俸給等」という。）の額の合計額

(2) 継続在職期間について第4条の規定による俸給の月額により算定した場合の俸給等の額の合計額

附 則 [平成15年10月1日付け15水研第1084号]

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 [平成15年11月1日付け15水研第1409号]

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条、第5条、第6条及び第7条の改正部分及び附則第4項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成16年3月31日までの間における期末特別手当に関する読替規定)

- 2 施行日から平成16年3月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条第3項中「100分の180」とあるのは「100分の160」と読み替えるものとする。

(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 3 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、前項の規定により読み替えられた第7条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、新たに常勤役員となった日)において常勤役員が受けるべき俸給、調整手当、通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月の数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

(調整手当に関する経過措置)

- 4 平成16年4月1日におけるこの規程の施行の際現にこの規程による改正前の役員給与規程第5条第4項の規定の適用を受けている常勤役員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の同項の規定の適用については、同項中「場合(この者が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

附 則 [平成16年11月1日付け16水研本第1314号]

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 [平成17年12月1日付け17水研本第1458号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第7条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、その新たに常勤役員となった日)において常勤役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成18年4月1日付け17水研本第1969号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(俸給の月額の改定に伴う経過措置)

- 2 施行日の前日から引き続きこの規程による改正後の役員給与規程(以下「改正後の役員給与規程」という。)の適用を受ける常勤役員で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額に達しないこととなる常勤役員(理事長が別に定める常勤役員を除く。)には、俸給の月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

- 3 前項の規定による俸給を支給される常勤役員に関する改正後の役員給与規程の規定の適用に当たっては、第5条第2項及び第3項並びに第7条第2項に規定する俸給の月額には、前項の規定により支給される俸給を含めるものとする。

(平成22年3月31日までの間における役員給与規程の適用に関する特例)

- 4 平成22年3月31日までの間における改正後の役員給与規程第5条の適用については、同条第2項第1号中「100分の12」とあるのは「100分の12を超えない範囲で理事長が別に定める割合」と、同項第3号中「100分の6」とあるのは「100分の6を超えない範囲で理事長が別に定める割合」と、同項第4号中「100分の3」とあるのは「100分の3を超えない範囲で理事長が別に定める割合」とする。

（地域手当に関する経過措置）

- 5 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の役員給与規程第5条第4項の規定の適用を受けている常勤役員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び施行日の前日において同条第1項の規定の適用を受けている常勤役員が施行日にその在勤する地域を異にして異動した場合又は施行日の前日において独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（17水研本第1971号）による改正前の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程（13水研第51号）第15条第1項に定める調整手当の支給される地域に在勤する職員であつて、引き続き常勤役員に任命された者が当該任命に伴いその在勤する地域を異にして異動した場合における当該常勤役員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する改正後の役員給与規程第5条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同各項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3項	支給事務所に在勤する	独立行政法人水産総合研究センター役員給与規程の一部を改正する規程（17水研本第1969号）による改正前の独立行政法人水産総合研究センター役員給与規程（13水研第49号）（以下「改正前の役員給与規程」という。）第5条第1項に定める理事長が別に定めるもの（以下「旧支給地域」という。）に在勤する
	独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程（13水研第51号。以下「職員給与規程」という。）第14条第1項の規定による地域手当	独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（17水研本第1971号）による改正前の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程（13水研第51号）（以下「改正前の職員給与規程」という。）第15条第1項に定める調整手当
	在勤していた事務所に係る地域手当の支給割合	在勤していた旧支給地域に係る調整手当の支給割合（改正前の役員給与規程第5条第2項各号に定める支給割合をいう。）
	職員給与規程第14条第2項の規定による地域手当の支給割合	改正前の職員給与規程第15条第2項の規定による調整手当の支給割合

（その他）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則〔平成１９年４月１日付け１８水研本第１７７１号〕

（施行期日）

- １ この規程は、平成１９年４月１日から施行する。
（平成２０年３月３１日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）
- ２ 平成２０年３月３１日までの間においては、この規程による改正後の独立行政法人水産総合研究センター役員給与規程第５条の２第１項第１号中「１００分の６」とあるのは「１００分の４」と、同項第２号中「１００分の３」とあるのは「１００分の２」とする。
（その他）
- ３ 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則〔平成２１年 ５月２９日付け２１水研本第 10529011 号〕

（施行期日）

- １ この規程は、平成２１年５月２９日から施行する。
（平成２１年６月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- ２ 平成２１年６月に支給する期末特別手当に関する第７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１６０」とあるのは「１００分の１４５」とする。

附 則〔平成２１年１２月１日付け２１水研本第 11130008 号〕

（施行期日）

- １ この規程は、平成２１年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
（平成２１年１２月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- ２ 平成２１年１２月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第７条第２項及び第３項の規定にかかわらず、同各項の規定により算定される期末特別手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
（１） 平成２１年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、その新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給、地域手当及び広域異動手当の月額額の合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある常勤役員にあつては当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
（２） 平成２１年６月に支給された期末特別手当の額に１００分の０．２

4 を乗じて得た額
(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成 22 年 5 月 31 日付け 22 水研本第 20525004 号]
この規程は、平成 22 年 5 月 31 日から施行する。

附 則 [平成 22 年 12 月 1 日付け 22 水研本第 21130001 号]
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、同各項の規定により算定される期末特別手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、期末特別手当は、支給しない。

(1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、その新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給、地域手当及び広域異動手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある常勤役員にあつては当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成 22 年 6 月に支給された期末特別手当の額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成 23 年 4 月 1 日付け 22 水研本第 30331013 号]
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 24 年 4 月 1 日付け 23 水研本第 40329008 号]
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(平成 26 年 3 月 31 日までの給与の特例措置)

- 2 この規程の施行日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、常勤役員に対して支給される給与のうち、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 俸給 当該常勤役員の俸給の月額に100分の9.77（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額
 - (2) 地域手当 当該常勤役員の俸給の月額に対する地域手当の月額に支給減額率を乗じて得た額
 - (3) 広域異動手当 当該常勤役員の俸給の月額に対する広域異動手当の月額に支給減額率を乗じて得た額
 - (4) 期末特別手当 当該常勤役員が受けるべき期末特別手当の額に支給減額率を乗じて得た額
- 3 特例期間においては、改正後の役員給与規程第11条第1項の適用については、同項中「34,900円」とあるのは「31,500円」とする。
（平成24年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 4 平成24年6月に常勤役員に支給する期末特別手当の額は、役員給与規程第7条第2項の規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当を支給しない。
- (1) 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に常勤役員以外の者にあつては、常勤役員となった日）において当該常勤役員が受けるべき俸給、地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成23年6月1日において常勤役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額及び同年12月1日において常勤役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額
（端数計算）
- 5 第2項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたとき又は前項第1号の基礎額若しくは前項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 [平成25年4月1日付け24水研本第50329003号]

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則〔平成２６年１２月１日付け２６水研本第 61128007 号〕

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成２６年１２月１日から施行する。
- 2 この規程の規定（独立行政法人水産総合研究センター役員給与規程（以下「役員給与規程」という。）第 7 条第 2 項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、平成２６年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則〔平成２７年 4 月 1 日付け２６水研本第 70325001 号〕

この規程は、平成２７年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成２８年 1 月 1 日付け２７水研本第 71221002 号〕

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成２８年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程の規定（国立研究開発法人水産総合研究センター役員給与規程（以下「役員給与規程」という。）第 4 条、第 11 条及び第 12 条の改正部分を除く。次項において同じ。）による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）は、平成２７年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。
(俸給の切替に伴う経過措置)
- 4 施行日の前日から引き続き改正後の役員給与規程の適用を受ける常勤役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 5 施行日の前日から引き続き改正後の役員給与規程の適用を受ける常勤役員の俸給の月額が、施行日以後に号俸の変更により引き下げられた場合であつて、かつ、当該常勤役員が前項の規定の適用を受けていた場合には、当該常勤役員には、前項の規定にかかわらず、当該変更後の号俸によりその者の受ける俸給の月額のほか、この規程による改正前の役員給与規程において当該変更後の号俸を適用した場合に定められる俸給の月額と当該変更後の号俸によりその者の受ける俸給の月額との差額に相当する額を俸給として支給す

る。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 6 適用日前に常勤役員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は常勤役員の在勤する事務所が移転した場合における当該役員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する改正後の役員給与規程第5条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

(その他)

- 7 第2項から第6項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成28年4月1日付け28水機本第80401006号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(広域異動手当に関する経過措置)
- 2 平成27年4月1日から施行日の前日までの間に常勤役員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は常勤役員の在勤する事務所が移転した場合における当該役員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する改正後の役員給与規程第5条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

附 則 [平成28年12月1日付け28水機本第81128002号]

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 [平成29年4月1日付け28水機本第90321001号]

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 [平成29年12月6日付け29水機本第91204002号]

- 1 この規程は、平成29年12月6日から施行する。
- 2 この規程の規定による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構役員給与規程の規定は、平成29年12月1日から適用する。

附 則 [平成30年4月1日付け29水機本第00327013号]

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 [平成30年12月1日付け30水機本第18112104号]

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則〔平成 31 年 4 月 1 日付け 30 水機本第 18032802 号〕
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔令和元年 11 月 28 日付け元水機本第 19112602 号〕
この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則〔令和 2 年 3 月 30 日付け元水機本第 19031801 号〕
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔令和 2 年 7 月 20 日付け 2 水機本第 20071502 号〕
この規程は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。

附 則〔令和 2 年 7 月 31 日付け 2 水機本第 20073103 号〕
この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則〔令和 2 年 11 月 30 日付け 2 水機本第 20112002 号〕
(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
(令和 2 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例)
- 2 令和 2 年 12 月に支給する期末特別手当に関する役員給与規程第 7 条第 2 項の規定の適用については、「100 分の 162.5」とあるのは「100 分の 160」とする。

附 則〔令和 4 年 5 月 23 日付け 4 水機本第 206 号〕
(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
(令和 4 年 6 月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第 7 条第 2 項から第 4 項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末特別手当の額に 162.5 分の 10 を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。ただし、令和 3 年 12 月 1 日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）において職員給与規程又は任期付研究員及び特定任期付職員給与規程の適用を受ける常勤役員は、令和 3 年 12 月に支給された期末手当又は期末特別手当の額に改正後の職員給与規程(令和 4 年 5 月 23 日付け 4 水機本第 206 号)附則第 2 項第 1 号に定める区分に応じた割合を乗じて得た額を調整額とし減ずるものとする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
(端数計算)

- 3 前項に規定にする基準額又は調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則〔令和4年11月29日付け4水機本第754号〕

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。
(令和4年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 令和4年12月に支給する期末特別手当に関する役員給与規程第7条第2項の規定の適用については、「100分の160」とあるのは「100分の162.5」とする。

附 則〔令和5年11月29日付け5水機本第836号〕

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 この規程(第7条第2項の改正規定を除く。)による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構役員給与規程(以下「改正後の役員給与規程」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。
(令和5年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 4 令和5年12月に支給する期末特別手当に関する役員給与規程第7条第2項の規定の適用については、「100分の165」とあるのは「100分の170」とする。

附 則〔令和7年1月20日付け6水機本第953号〕

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年1月20日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構役員給与規程(以下「改正後の役員給与規程」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則〔令和7年3月27日付け6水機本第1257号〕

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 2 施行日から令和10年3月31日までの間に改正後の役員給与規程第5条第1項に規定する支給事務所に在勤する常勤役員における地域手当の月額
は、この規程による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構役員給与
規程(以下「改正後の役員給与規程」という。)第5条第2項の規定にかか
わらず、俸給の月額の合計額に、理事長が別に定める地域手当の支給事務
所の区分に応じて、100分の16を超えない範囲内で理事長が別に定める割
合を乗じて得た額とする。
- 3 施行日から令和10年3月31日までの間に改正後の役員給与規程第5条
第4項の規定により同条第3項の規定による地域手当を支給される常勤役員
との権衡上必要があると認められた常勤役員における地域手当の月額は、理
事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 施行日から令和10年3月31日までの間における役員給与規程第5条の
2第4項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは「前条又は国
立研究開発法人水産研究・教育機構役員給与規程の一部を改正する規程(令
和7年3月27日付け6水機本第1257号。以下「令和7年改正規程」と
いう。)附則第2項若しくは第3項」とする。

(施行日前に異動のあった常勤役員の地域手当に関する経過措置)

- 5 施行日の前日までにこの規程による改正前の国立研究開発法人水産研究・
教育機構役員給与規程(以下「改正前の役員給与規程」という。)第5条第
3項に規定する異動のあった常勤役員については、改正後の役員給与規程第
5条第3項中「前2項」とあるのは「前2項又は令和7年改正規程附則第2
項」と、「から3年」とあるのは「から2年」と、「又は前項に掲げる支給
割合の変更」とあるのは「若しくは前項に掲げる支給割合の変更又は令和7
年改正規程附則第2項の理事長が別に定める地域手当の支給事務所の区分及
び当該区分に応じて理事長が別に定める割合の変更」と、「／(2) 当該異
動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除
く。)」異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合／(3) 当該
異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を
除く。)」異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合／」とある
のは「(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号
に掲げる期間を除く。)」異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た
割合」として、同条の規定を適用する。
- 6 施行日の前日までに改正前の役員給与規程第5条第4項の規定により同条
第3項による地域手当を支給される常勤役員との権衡上必要があると認めら
れた常勤役員については、改正後の役員給与規程第5条第3項中「前2項」
とあるのは「前2項又は令和7年改正規程附則第3項」と、「から3年」と
あるのは「から2年」と、「又は前項に掲げる支給割合の変更」とあるのは
「若しくは前項に掲げる支給割合の変更又は令和7年改正規程附則第3項の
理事長が別に定める割合の変更」と、「／(2) 当該異動等の日から同日以

後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合／（3） 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合／」とあるのは「（2） 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」として、同条の規定を適用する。

（施行日から令和10年3月31日までの間に異動等のあった常勤役員の地域手当に関する経過措置）

- 7 施行日から令和10年3月31日までの間に改正後の役員給与規程第5条第3項に規定する異動等のあった常勤役員については、同項中「前2項」とあるのは「前2項又は令和7年改正規程附則第2項」と、「又は前項に掲げる支給割合の変更」とあるのは「若しくは前項に掲げる支給割合の変更又は令和7年改正規程附則第2項の理事長が別に定める地域手当の支給事務所の区分及び当該区分に応じて理事長が別に定める割合の変更」として、同条の規定を適用する。

- 8 施行日から令和10年3月31日までの間に第5条第4項の規定により同条第3項の規定による地域手当を支給される常勤役員との権衡上必要があると認められた常勤役員については、同項中「前2項」とあるのは「前2項又は令和7年改正規程附則第3項」と、「又は前項に掲げる支給割合の変更」とあるのは「若しくは前項に掲げる支給割合の変更又は令和7年改正規程附則第3項の理事長が別に定める割合の変更」として、同条の規定を適用する。

（単身赴任手当に関する経過措置）

- 9 改正後の役員給与規程第6条の2第3項の規定は、施行日前に新たに俸給表の適用を受ける常勤役員となった者にも適用する。

（その他）

- 10 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が別に定める。

別表（第 10 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項関係）

地域の区分	地 域
1 級地	北海道中川郡美深町、北海道河西郡更別村、北海道川上郡標茶町、北海道阿寒郡鶴居村
2 級地	北海道札幌市、北海道千歳市、北海道釧路市、北海道二世郡八雲町、北海道島牧郡島牧村、北海道標津郡標津町、北海道標津郡中標津町、北海道斜里郡清里町、北海道枝幸郡枝幸町
3 級地	北海道日高郡新ひだか町
4 級地	青森県八戸市